

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年12月8日

愛媛県立北条高等学校長 渡邊 俊

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立北条高等学校体育館LED照明設備賃貸借契約

(2) 提供内容

照明設備一式

ただし、照明設備、調光設備、設置に必要な業務の資材、設置工事一式並びに賃貸借物件の保守管理、修繕を含む。

(3) 業務の内容等

仕様書による。

(4) 賃貸借期間

令和6年3月1日から令和16年2月28日まで

(5) 賃貸借期間満了後における設備一式の取扱い

落札者は、賃貸借期間満了後、設備一式を発注者に無償で譲渡するものとする。

(6) 業務の提供場所

入札説明書及び仕様書による。

(7) 入札方法

ア 入札金額は、1月当たりの賃貸借料金とすること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 貸貸借期間の開始までに、要求する仕様の照明設備等を確実に納入し、設置工事が実施できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 照明設備等に係る保守の体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 過去に種類及び規模を同じくする契約を締結し、かつ、これらを全て誠実に履行している実績がある者であること。
- (5) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。

3 入札書の提出先

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県立北条高等学校事務室

〒799-2493

愛媛県松山市北条辻600-1

電話（089）993-0333

- (2) 入札書の受領期限及び提出方法

令和6年1月4日（木）から1月9日（火）午後1時29分までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時15分から午後4時45分までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。ただし、郵送等による場合は、1月9日（火）午後1時29分までに必着のこと。

(3) 入札説明書の交付方法

令和5年12月8日（金）から12月12日（火）午後3時までの執務時間中に(1)に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立北条高等学校ホームページにおいて公表する。

(4) 開札の日時及び場所

ア　日時

令和6年1月9日（火）午後1時30分

イ　場所

愛媛県立北条高等学校 第一教棟1階 大会議室

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を提供できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、発注者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア　提出期限：令和5年12月22日（金）午後3時

イ　提出場所：愛媛県立北条高等学校事務室

〒799-2493

愛媛県松山市北条辻600-1

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると発注者が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。